

四日市市告示第195号

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、四日市市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年四日市市規則第21号）に規定する介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）サービス事業所指定申請書（第1号様式）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

2 前項の申請は、四日市市介護保険事業計画、四日市市高齢者福祉計画その他の行政計画及び行政施策と調和したもので、かつ、市長の定める手続を経たものでなければならない。

3 市長は、指定に関し、申請者に対して、必要な助言及び指導を行うものとする。

4 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示しなければならない。

(変更の届出等)

第3条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、10日以内に、四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）サービス事業所変更届出書（第2号様式）及び市長が必要と認めた書類により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、

その廃止若しくは休止の日の1月前までに、又は休止した当該指定に係る事業を再開したときは、再開した日から10日以内に四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）サービス事業所廃止・休止・再開届出書（第3号様式）及び市長が必要と認めた書類により、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の届出について準用する。

（指定の更新の申請）

第4条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）サービス事業所指定更新申請書（第4号様式）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

（情報の提供）

第5条 市長は、前3条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)

**四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業**  
 （旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）  
**サービス事業所指定申請書**

年 月 日

四日市市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

㊟

介護保険法に規定する第1号事業所（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在市町村番号				
申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	（郵便番号 - ）				
		（ビルの名称等）				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別			法人所轄庁		
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ		生年月日		
		氏名				
代表者の住所	（郵便番号 - ）					
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ					
	名称					
	事業所等の所在地	（郵便番号 - ）				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
業 事 生 介 事 業 活 護 サ ー ビ ス 支 援 第 1 号 事 業 支 援 支 援 総 合	訪問型サービス			付表1		
	通所型サービス			付表2		
介護保険事業所番号				（既に指定を受けている場合）		
指定を受けている他市町村名						

- 備考1 「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
  - 3 「法人の所轄庁」欄は、当該法人に法人格を付与した行政庁（大臣、都道府県知事等）がある場合には、その名称を記入してください。
  - 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
  - 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業  
 （旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）  
 サービス事業所 変更届出書

年 月 日

四日市市長

所在地

事業者 名称

印

代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法の規定に基づき、届け出ます。

		事業所番号											
指定内容を変更した事業所（施設）		名称											
		所在地											
サービスの種類		訪問型サービス ・ 通所型サービス											
変更があった事項		変更の内容											
1	事業所・施設の名称	(変更前)											
2	事業所・施設の所在地												
3	申請者の名称												
4	主たる事務所の所在地												
5	代表者の氏名、住所及び職名												
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る。）												
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	(変更後)											
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所												
9	運営規程												
10	第1号事業サービス費の請求に関する事項												
11	役員の氏名及び住所												
12	その他												
変 更 年 月 日		年 月 日											

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業  
 （旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス）  
 サービス事業所 廃止・休止・再開届出書

年 月 日

四日市市長

所在地

事業者 名称 印

代表者氏名

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をいたしましたので、介護保険法の規定に基づき、届け出ます。

	事業所番号								
廃止（休止・再開）する事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
休止・廃止・再開の別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開								
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日								
休止・廃止した理由									
現にサービス又は支援を受けて いた者に対する措置  (休止・廃止した場合のみ)									
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日								

備考 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

